

東京社会保険労務士協同組合規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、東京社会保険労務士協同組合（以下「本組合」という）の管理運営上必要な事項について定める。

2 本組合の管理運営に関し、中小企業等協同組合法（以下、「法」という）、定款及び本規約に定めのない事項については、総代会において議決する規約、又は理事会で議決する規程、規則及び細則等の定めるところによる。

(改 廃)

第 2 条 この規約の改廃は、本組合の総代会において行う。

第2章 組合員

(組合員の遵守義務)

第 3 条 組合員は、法、本組合の定款並びに各種規約及び規程を遵守しなければならない。

2 組合員は、本組合の目的を理解し、これを達成するために誠実に協力しなければならない。

3 組合員は、総代会（総会）又は理事会の決議を遵守しなければならない。

4 組合員は、賦課金その他の経費等を定められた期日までに納入しなければならない。

5 組合員は、以下の事項に変更が生じた場合は、速やかに本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称を変更したとき。

(2) 事業を行う場所又は連絡先（電話、メールアドレス）を変更したとき。

(3) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。

(4) 資本の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき。

6 組合員は、他の組合員の権利を尊重し、相互に協力し合うよう努めなければならない。

(加入の手続)

第 4 条 定款第8条（組合員の資格）に定める組合員たる資格を有する者は、組合加入申込書（様式第1号）を本組合に提出するものとする。

2 定款第11条（相続加入）の規定により、本組合に加入をしようとする者は、相続加入申込書（様式第1号—2）を組合に提出するものとする。

3 法第17条（持分の譲渡）の規定により、本組合に加入をしようとする者は、持分譲受加入書（様式第3号—2）を本組合に提出するものとする。

(加入の諾否)

第 5 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 前条の規定により、本組合に加入の申込があったときは、申込後最初に開催する理事

会において、加入の諾否を決定する。ただし、緊急を要するときは、書面による持ち回り理事会でその諾否を決することができる。

3 本組合は、前項の規定により加入を承諾した者に、加入承諾書を送付する。

4 第2項の規定により加入を拒否した場合は、加入拒否の理由を通知する。なお、提出された書類は返却せず、本組合で廃棄する。

(出資金の納入)

第6条 本組合への加入を承認された者は、出資金1口以上を納入するものとする。

2 本組合への加入を承認された者は、その承認の通知書が発せられた日の翌日から起算して7日以内に、本組合指定の金融機関の口座に出資金を納入しなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(賦課金の納入)

第7条 組合員は、賦課金を納入しなければならない。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

3 前項の規定にかかわらず、新たに組合員になろうとする者の賦課金は、加入月（加入承認の通知を受理した月）から事業年度末までの月割りとし、加入承認の通知書が発せられた日の翌日から起算して7日以内に、本組合指定の金融機関の口座に納入しなければならない。

(脱 退)

第8条 組合員は、事業年度の末日の90日前までに、脱退の旨を記載した書面（様式第2号）を本組合にあらかじめ提出したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員は、法第19条（法定脱退）の規定により、次の事由によって即時脱退する。

（1）組合員たる資格の喪失

（2）死亡又は解散

（3）除名

（4）公正取引委員会の排除措置命令

(除 名)

第9条 本組合は、定款第13条（除名）の規定に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。

2 組合員が賦課金を2年間滞納した場合は、定款第13条第2号に該当するものとして、総代会の議決により除名することができる。

(脱退者の持分の払戻)

第10条 組合を脱退した者の持分は、定款第14条（脱退者の持分の払戻）の規定による。

2 本組合を脱退した者に対する持分の払戻しは、脱退した年度の決算に関する通常総代会の終結後1カ月以内に行う。法定脱退による場合も同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、脱退した組合員が本組合に対する債務を完済するまでは、本組合は、持分の払戻を停止することができる。

第3章 賛助会員

(賛助会員)

第11条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員の組合事業の利用)

第12条 賛助会員は、組合員に準じて本組合の事業を利用することができる。

(賛助会員の加入手続)

第13条 賛助会員たる資格を有する者は、様式第3号A（個人）又は様式第3号B（法人）に定める申込書に賛助会費を添えて組合に提出し、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(賛助会費)

第14条 賛助会員は、毎事業年度、賛助会費を1口以上納入するものとする。

2 賛助会費1口の金額及び徴収方法は、毎事業年度の通常総代会で決議するものとする。
ただし、新たに賛助会員になろうとする者は、第1項の規定に基づき、賛助会費1口を納入するものとする。

3 賛助会員が本組合を脱退しても、納入した賛助会費は返還しないものとする。

(賛助会員の議決権及び選挙権)

第15条 賛助会員は、本組合の議決権及び選挙権を有しない。

(賛助会員の脱退)

第16条 賛助会員が本組合を脱退するときは、脱退届（様式第2号-2）を本組合に提出しなければならない。脱退の日は、本組合が脱退届を受理した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員は次の事由によって即時脱退する。

(1) 死亡又は解散

(2) 除名

(賛助会員の除名)

第17条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員

(2) 賛助会費を連続して2年間滞納した賛助会員

(3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

第4章 委員会

(委員会)

第18条 本組合の事業の執行に関し、次の委員会を置き、組合事業について企画、立案し組合

事業の遂行を推進する。

- ①総務委員会
- ②広報委員会
- ③購買・斡旋委員会
- ④教育・研修委員会
- ⑤厚生委員会
- ⑥IT情報委員会

(委員会の組織)

第19条 委員会の委員は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

2 各委員会は、理事長によって委嘱された委員によって構成する。担当副理事長及び委員長は理事長が指名し、副委員長若干名は担当委員の中から理事長が委嘱する。

(総務委員会)

第20条 総務委員会は、本組合の庶務事項、職員に関する事項及び他の委員会に属さない事項について、所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(広報委員会)

第21条 広報委員会は、本組合の広報事業に関する事項について、所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(購買・斡旋委員会)

第22条 購買・斡旋委員会は、本組合の購買、事務代行、斡旋事業に関する事項について、所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(教育・研修委員会)

第23条 教育・研修委員会は、本組合の行う教育、研修事業に関する事項について、所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(厚生委員会)

第24条 厚生委員会は、本組合の厚生事業に関する事項について所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(IT情報委員会)

第25条 IT情報委員会は、本組合のIT情報事業に関する事項について、所掌する理事の諮問に常時応じ、組合事業の遂行を推進する。

(委員会の運営)

第26条 委員会の運営に関して必要な事項は、委員会細則をもって定める。

第5章 理事の職務分掌

(理事の所掌)

第27条 理事会によって指名された理事は、本組合の定款に定める職務の他、組合事業推進のため次の委員会をそれぞれ分掌し、組合事業を執行する。

- ①総務委員会

- ②広報委員会
- ③購買・斡旋委員会
- ④教育・研修委員会
- ⑤厚生委員会
- ⑥IT情報委員会

(正副理事長会)

第28条 正副理事長会は、理事長、副理事長、専務理事をもって構成する。

2 正副理事長会は、必要に応じて理事長が招集する。

(常務理事会)

第29条 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項を審議する。

2 常務理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 本組合の業務の処理のため事務局を置く。

(事務局の所掌)

第31条 事務局は専務理事又は理事会によって指名された理事が所掌し、会計主任その他の職員を指揮監督する。

(事務局の業務)

第32条 事務局の職制、就業規則等必要な事項は、規程をもって別に定める。

第7章 支部

(支部)

第33条 本組合と組合員の連携強化のため、支部を設けることができる。

(支部の組織運営)

第34条 支部の組織運営については、規程により別に定める。

第8章 総代会及び総会

(総代会の開催)

第35条 総代会は、原則として集合形式により開催するが、必要に応じてWeb会議運営要綱第1条に定める会議として開催することができる。ただし、総代会はWebを通じて参加者の全部が遠隔地において参加する形式では開催できない。

(総代会の定足数の確認)

第36条 理事長は、総代会の開会にあたり会議成立の定足数を確認し、議場に報告しなければ

ならない。

(総代の地域)

第37条 総代を選出する地域については、定款第42条及び別表の定めるところによる。

(議長の職務)

第38条 議長は議事次第に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

2 議長は、不穏当な言行等により議事を妨げると認めたときは、その者に退場を命ずることができる。

3 議長は、出席した総代の発言を不当に制限してはならない。

(議事の開閉)

第39条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議案の説明)

第40条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは他の者に説明させることができる。

(討議)

第41条 総代は、討議事項を逸脱しない限り自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 総代は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。

(緊急議案の提出)

第42条 総代は、会議中に定められた方法により緊急議案を議長に提出することができる。

2 緊急議案を議案とするための要件は、定款第49条の定めるところによる。

3 議長は、緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

(採決の方法)

第43条 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法により行う。

2 挙手及び起立は、賛成者又は反対者のいずれか一方について行うものとする。

3 投票は、あらかじめ配布された所定の用紙を用い、記名又は無記名により行う。

(修正案の採決)

第44条 原案についての修正案が提出されたときは、議長はこれを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が二つ以上あるときは、議長は修正案の趣旨が原案と最も異なるものから順次採決するものとする。

(採決結果の宣言)

第45条 議長は、議案の採決を行ったときは、すみやかに賛否の数を調査確定し、その結果を

議場に報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(指導助言の請求)

第46条 議長は、必要により出席した支援機関等の者若しくは学識経験者に対し、指導、助言を求めることができる。

(その他)

第47条 本章に定めない事項で総代会の議事運営上必要な事項は、議長がその都度定める。

(総 会)

第48条 本組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、総会で議決する。

2 総会の議事運営については、本規約第 35条から第47条までを準用する。この場合において、これらの規定中「総代会」とあるのは「総会」と、「総代」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第9章 雑 則

(規約の運用及び軽微な事項の変更)

第49条 この規約の運用に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮り決する。

2 この規約の変更のうち、定款第6条（規約）第3項に規定する軽微な事項及び関係法令の改正に伴う規定の整理については、総代会の議決を要せず、理事会の決議をもって変更することができる。この場合、変更の内容について、書面又は電磁的方法により組合員に通知するとともに、定款第5条（公告方法）の規定に基づき公告するものとする。

附 則

1 この規約は、平成11年7月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成12年7月17日から改定して、施行する。

附 則

1 この規約は、平成17年7月26日から改定して、施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年7月23日から改定して、施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年7月17日から改定して、施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年7月21日から改定して、施行する。

2 第3条（加入の手続提出書類の削除）

3 第10条（賛助会員の組合事業の利用2項削除）

4 第11条（賛助会員の脱退、脱退日を提出日に変更）

附 則

1 この規約は、令和元年7月26日から改定して、施行する。

- 2 第6条（脱退3項削除）
- 3 第6条の2（当然脱退を追加）
- 4 第8条（賛助会員の加入手続2項を追加）
- 5 第11条（賛助会員の脱退を変更）

附 則

- 1 この規約は、令和4年7月27日から改定して、施行する。
- 2 第30条（会議の種類）
- 3 第31条以降の条文番号変更

附 則

- 1 この規約は、令和8年7月24日から改定して施行する。
- 2 全文改定